

(別紙)

有機畜産物の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
3.20 粗飼料		
改正案では粗飼料を「牧草、飼料作物（茎葉を含めた地上部全体を利用するものに限る。）、農場残さ又は野草を生、乾燥又はサイレージ調製したもの」と定義しているが、飼料用のカブ、ビート等地下部を利用するものについても検討すれば、有機畜産に取り組む者の粗飼料確保の選択肢が増えると考ええる。	1	粗飼料として給与されるカブ、ビート等についても定義に含まれるよう改正案を修正いたします。
5.4 飼料の給与		
5.4.7において、粗飼料以外の飼料について、肥育の最終期間の牛にあっては75%未満でよい旨を規定しているが、これは健康目的でなく太らせる目的であり、有機畜産物にふさわしくない。 削除をするか、最終期間を数値で明確にする必要がある。	1	コーデックスガイドラインにおいて、肥育の最終段階の特例を認めることができることとされています。また、最終段階の飼料は単に太らせる目的だけでなく、健康管理等の目的も含んでいると認識しております。 なお、肥育の最終期間は、飼育状況や出荷のタイミングにより変わることから、最終期間を一律に示すことは困難であり、登録認証機関が状況に応じ評価することとしています。 本規定を削除するかどうかは、実態を調査した上で検討することとさせていただきます。
5.5 健康管理		
食肉の大量自国生産のため、肥育ホルモンの使用を認めてほしい。	1	有機畜産物 J A S は、動物医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的欲求に配慮して飼養することを原則としており、肥育ホルモンの使用を認めることは適切でないと考えてます。
ホルモン剤、抗生物質の使用は一	1	有機畜産物の J A S では、ホルモン、抗

<p>切禁止にしてほしい。</p>		<p>生物質等の動物用医薬品を使用せず疾病等の治療を行うことが原則です。また、ホルモンを用いた繁殖技術は禁止されています。</p> <p>一方で、家畜等が不必要に苦しむことのないように治療等を行う観点から、代替の治療方法がない場合に限り、抗生物質やホルモンによる治療も認められていますが、この場合も、慣行の家畜、家きんよりも長い休薬期間が設けられています。</p> <p>上記の扱いは、国際的な基準であるコーデックスガイドラインに準拠しており、適切なものと考えています。</p>
<p>5.5.2において、傷病にり患した家畜又は家きんが不必要に苦しむことのないよう治療や処置を行わなければならない旨が規定されているが、治療よりも安楽死が適当な場合もあり、重篤なケースが放置される懸念もあることから、農場内で殺処分する必要がある場合についても明記すべき。</p> <p>また、殺処分のあり方については「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の推奨事項に従う旨を盛り込むべき。</p>	<p>1</p>	<p>5.5.2の「処置」は殺処分を含み、処置が適切かどうかは状況に応じ登録認証機関が評価します。</p> <p>この考え方や「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の参照については、Q&Aにおいて示したいと考えています。</p>
<p>5.6 一般管理</p>		
<p>5.6.1の規定は、「週2回以上家畜若しくは家きんを野外の飼育場に放牧する」場合は、例えば牛を牛舎に繋いでもよいと解されるが、これでは行動の自由が認められているとは言い難い。繋ぎ飼いや運動場のない飼育設備（ケージ等）での飼育は不可とすべき。</p>	<p>1</p>	<p>繋ぎ飼いやケージにおける飼育の扱いについては、実態を調査した上で検討することとさせていただきます。</p>
<p>5.6.2において、肥育の最終期間は野外の飼育場への出入りを制限できることとなっているが、太らせる目的であるため有機畜産物にはふさ</p>	<p>1</p>	<p>コーデックスガイドラインにおいて、肥育の最終段階の特例を認めることができることとされています。</p> <p>本規定を削除するかどうかは、実態を調</p>

わしくないため、削除すべき。		査した上で検討することとさせていただきます。
5.6.3に規定された「できる限り苦痛を与えない方法」の基準が明確でないことから、「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に従うものと定めるべき。 また、同指針で行わないこととされている牛の断尾は、明確に禁止すべき。	1	有機畜産物のJASにおいて、断尾は、家畜等の健康のための処置として認められており、牛の断尾は、牛の健康に寄与しないことから認められません。 この考え方や「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の参照については、Q&Aにおいて示したいと考えています。
5.6.7に「家畜又は家きんの捕獲又は輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用してはならない。」と規定されているが、これだけでは不十分であり、「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に従う旨を盛り込むべき。	1	「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の参照については、Q&Aにおいて示したいと考えています。
5.7 と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理		
5.7.2について、「と殺はできる限り家畜又は家きんの意識の喪失状態にし、」とあるが、意識喪失状態（スタニング）を必須とすべき。 また、と畜場での飲水を必須とすべき。	1	これらを必須にするかどうかについては、現状を調査した上で検討することとさせていただきます。
附属書E、F		
畜舎又は家きん舎の最低面積、野外の飼育場の最低面積は動物福祉に配慮した有機畜産とは言い難い狭さであり見直しが必要。	1	これらの最低面積の拡張については、現状を調査した上で検討することとさせていただきます。
規格全般		
工場畜産に合うように効率優先で改変されてきた品種、特に急成長するブロイラー種などの使用は禁止とすべき。種の選定を促す規定を新たに作る必要がある。	1	有機畜産物のJASは、コーデックスガイドラインに準拠し、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して使用すること等を原則として、有機畜産物の使用方法を定めたものであり、品種を限定することは不要と考え

		ています。
<p>現在、乾草、サイレージについては、調製又は選別の工程以外の工程を経たものについての認証の技術的基準を適用することになっているが、わかりやすさの観点から、調製又は選別の工程のみを経たものについての認証の技術的基準を適用することとしてほしい。</p>	1	<p>原材料に実質的な変更を加え、又は新しい属性を付加する場合は、調製又は選別の工程以外の工程を経たものについての認証の技術的基準に従い生産行程を管理することが必要です。</p> <p>乾草にあつては乾燥工程を経ることにより栄養価が濃縮され効率の良い栄養摂取が可能になるという「新しい属性」が付加され、サイレージにあつては発酵を通じて原材料に実質的な変更が加わっていることから、貯蔵や切断といった調製の範囲に含まれず、調製又は選別の工程以外の工程を経たものについての認証の技術的基準に適合することが適当と考えています。</p>
<p>実質改正部分は（新設）と書いてある部分のみか。</p> <p>他の法律等の改正では実質改正と思われる部分を太線にしているものもある。</p>	1	<p>実質改正部分は（新設）とした部分に限られません。</p> <p>より適切な情報提供ができるよう検討をしてまいります。</p>